

○ 鈴鹿工業高等専門学校要保護情報等の取扱いに関する規程

〔平成29年8月1日
規則第105号〕

最終改正 令和6年4月10日

鈴鹿工業高等専門学校要保護情報等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則（平成22年機構規則第99号。以下、「格付規則」という。）及び鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程（平成22年規程第85号）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における要保護情報等の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（平成22年機構規則第98号。以下、「対策規則」という。）の定めるところによる。

(情報の利用に関する管理体制)

第3条 要保護情報を所掌する各課等をその管理責任部署とする。

- 2 管理責任部署に、要保護情報の適正な管理を行う管理責任者を置き、次に掲げる者をもってあてる。

要保護情報	管理責任部署	管理責任者
学生、入試及び学内情報システムに関わる情報	学生課	学生課長
上記以外	総務課	総務課長

- 3 管理責任者は、要保護情報の利用目的等の申請内容を記録簿に残すものとする。

(情報の持ち出しに関する管理体制)

第4条 要保護情報の管理区域外への持ち出しについては、情報セキュリティ責任者の許可を受ける、もしくは届出をしなければならない。

(適用対象)

第5条 この規程は、本校の教職員を対象とする。

(適用範囲)

第6条 要保護情報等のうち特に機密性の高い情報を「機密性3情報」及び「機密性2情報」として格付けし、本規程の対象とする。機密情報に該当する情報は別表に定めるとおりとする。

(格付及び取扱制限)

第7条 情報資産の項目に基づく重要度及び運用方法の分類例は、機密性、完全性及び可用性の観点から、別表のとおりとする。

第2章 申請及び手順
(情報の利用許可申請)

第8条 要保護情報のうち「機密性3情報」及び「機密性2情報」の利用を必要とする場合は、別紙1または別紙2の「許可申請書(情報の利用)」により、各管理責任者に申請し許可を受けるものとする。管理責任者から許可された場合は、管理番号を採番された申請書の写しが返却され、これを許可書の代わりとする。

(持ち出し許可申請)

第9条 要保護情報の管理区域外への持ち出しが必要な場合は、以下の手順を実施する。

一 機密性3情報

原則持ち出し禁止とする。なお、やむを得ない事由により持ち出す場合には別紙3の「許可申請書(情報の持ち出し)」により情報セキュリティ責任者に申請することとする。情報セキュリティ責任者から許可された場合は、申請書に管理番号を採番し申請書の写しが返却され、これを許可書の代わりとする。持ち出しが完了した後は情報セキュリティ責任者へ報告を行うこととする。

二 機密性2情報

別紙4の「届出書(情報の持ち出し)」により情報セキュリティ責任者に届け出ることとする。

三 機密性1情報

申請及び届出は不要とする。

(学外者への情報提供手順)

第10条 「機密性3情報」及び「機密性2情報」を教職員以外の者に提供する場合、上記の申請に加えて、提供先に対して別紙5の「秘密保持誓約書」を提出させることとする。ただし、提供先との間で業務委託契約等を結び、そこで機密情報の取り扱いについて定めている場合は除外する。

(持ち出し時の注意事項)

第11条 「機密性3情報」及び「機密性2情報」を本校の管理区域外へ持ち出す場合、利用者は以下の安全管理措置を講じなければならない。

一 内部の見えない容器等に入れ、持ち出すこと。

二 電磁的媒体により持ち出す場合は、パスワードもしくは暗号化により十分なセキュリティを確保すること。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年8月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（情報の格付一覧）

情報資産の分類					情報資産の項目	情報資産例	運用方法	情報資産の保管
重要度 分類	定義	機密性	完全性	可用性				
I	セキュリティ侵害が教職員又は学生の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。	3	2	2	○成績関係	指導要録原本(紙ベース)等	【電子記録媒体での保管時】 外部のネットワークから直接学内のネットワークに接続できない環境下にある機器(暗号化による保護による保存) 【紙媒体での保管時】 施錠可能な場所へ保管し、盗難及び不正な持ち出し等の物理的な脅威から保護をすること 【複製・配布】 必要以上の複製及び配布禁止 【情報の持ち出し】 特別な事由を除いて禁止(真にやむを得ない場合に限り、情報セキュリティ責任者の許可で持ち出し可)	・耐火、耐熱、耐水、耐湿を講じた施錠可能な場所に保管 ・情報資産を格納するサーバのバックアップ ・1年以上のログ保管 ・サーバの冗長化(推奨事項) ・インターネット接続されるネットワークにサーバーを置く場合は、情報資産にファイル暗号化を実施 ・保管場所への必要以上の電磁記録媒体の持ち込み禁止
					○入試関係	入学者選抜問題(実施前)等		
					○その他、高度な機密性があると認められる情報			
II	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実務に重大な影響を及ぼす。	2甲	2	2	○学校関係	出席簿、卒業証書授与台帳、転学・退学受付簿、学生異動報告書(住所変更、名前変更等)、各種委員会等会議関連情報、その他 就学援助関係書類等	【電子記録媒体での保管時】 各校で業務上許可されたファイルサーバー 【紙媒体での保管時】 施錠可能な場所へ保管し、盗難及び不正な持ち出し等の物理的な脅威から保護をすること 【複製・配布】 必要以上の複製及び配布禁止 【情報の持ち出し】 都度情報セキュリティ責任者への届出が必要	・耐火、耐熱、耐水、耐湿を講じた施錠可能な場所に保管 ・情報資産を格納するサーバのバックアップ ・1年以上のログ保管 ・サーバの冗長化(推奨事項) ・インターネット接続されるネットワークにサーバーを置く場合は、情報資産にファイル暗号化を実施することを推奨する ・保管場所への必要以上の電磁記録媒体の持ち込み禁止
					○成績関係	評定一覧表、指導要録原本(電子媒体)成績関係資料、通知書、定期考査・テスト等の答案用紙(学生が記入済みのもの)等		
					○指導関係	事故報告書・記録簿、学生指導・特別指導等記録簿、学生写真・集合写真、個別指導計画、個別面談記録、教務手帳、週ごとの指導計画(個人情報が含まれるもの)等		
					○進路関係	卒業生連絡先一覧等、進路希望調査、進路判定会議資料、進路希望記録簿、入学者選抜に関する表簿(願書等)、調査書、推薦書等		
					○健康関係	健康診断に関する表簿、健康診断票、心臓管理等医療情報、学校生活管理指導票、健康調査票、健康保険等被保険者証の写等		
					○学生に関する個人情報	生活歴、心身の状況、財産状況等の情報、その他学生の基本情報を含むもの等		
					○学校教職員に関する個人情報	人事情報、病歴、心身の状況、収入等の情報等		
					○名簿等	学生名簿、住所録、後援会会員名簿、職員緊急連絡網、職員住所録、委員会名簿等		
					○教職員に割り当てた機密性の高い情報	情報システムログイン、情報端末ログイン情報等		
					○学生の学習系情報(学生の学習記録)	学生の学習記録(ワークシート、レポート、作品等)、学習活動の記録(動画・写真等)等 ※学習後のもの		
					○学校運営システム関連情報	開発ソフトウェア関連情報、情報システム関連情報等		
					○研究関連情報	知財関連情報、共同研究等関連情報、学会等発表前研究論文関連情報、学会誌掲載審査研究論文関連情報等		
					○寄宿舎関係資料	寮生名簿その他個人情報が含まれている情報等		
○監査情報	内部監査、外部監査、情報セキュリティ監査における情報等							
○その他、機密性があると認められる情報								
III	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実務に軽微な影響を及ぼす	2乙	2	2	○学生の学習系情報(学習中)	学生の学習記録(ワークシート、レポート、作品等)、学習活動の記録(動画・写真等)等 ※学習中のもの	【電子記録媒体での保管時】 各校で業務上許可されたファイルサーバー 【紙媒体での保管時】 施錠可能な場所へ保管し、盗難及び不正な持ち出し等の物理的な脅威から保護をすること 【複製・配布】 必要以上の複製及び配布禁止 【情報の持ち出し】 情報セキュリティ責任者の包括的承認が必要	・耐火、耐熱、耐水、耐湿を講じた施錠可能な場所に保管 ・情報資産を格納するサーバのバックアップ(推奨事項) ・1年以上のログ保管 ・サーバーハードディスクの冗長化(推奨事項) ・保管場所への必要以上の電磁記録媒体の持ち込み禁止
					○学校運営関係	卒業アルバム、学校行事等の学生の写真等		
					○その他、機密性があると認められる情報			
IV	影響をほとんど及ぼさない。	1	2	2	○学校運営関係	学校要覧、学校紹介パンフレット、使用教科書一覧、教育課程編成表、学校設定科目の届け出、特色紹介冊子原稿、学校徴収金会計簿(学年費・教育振興費等)、学校行事実施計画、保護者等への配布文書文例、各種届雛形、公務分担票、後援会資料、学校だより、学校ホームページ掲載情報、学校行事のしおり、授業用教材、教材研究資料、生徒用配布プリント(校務分掌名等で出すもの) その他公表を前提とした資料等	特になし	特になし

許可申請書 (情報の利用)

年 月 日

管理責任者 殿

所属

氏名

鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程第15条に基づき、下記のとおり申請します。

記

取扱情報 入試関連情報 学生教務関連情報 学内情報システム関連情報

その他 ()

利用目的 成績管理 学生指導 統計調査 情報管理業務

その他 ()

利用期間 今年度末まで ※原則、年度末までの利用とします。

年 月 日まで
(理由:)

※年度を越える場合は理由を明記してください。

利用方法 閲覧 印刷 編集 保存

その他 ()

上記申請書No. について許可します。

年 月 日

管理責任者
学 生 課 長

許可申請書 (情報の利用)

年 月 日

管理責任者 殿

所属

氏名

鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程第15条に基づき、下記のとおり申請します。

記

取扱情報 教職員情報 研究関連情報

その他 ()

利用目的 人事関連業務 研究関連業務 統計調査

その他 ()

利用期間 今年度末まで ※原則、年度末までの利用とします。

年 月 日まで
(理由:)

※年度を越える場合は理由を明記してください。

利用方法 閲覧 印刷 編集 保存

その他 ()

上記申請書No. について許可します。

年 月 日

管理責任者
総務課長

許可申請書 (情報の持ち出し)

年 月 日

情報セキュリティ責任者 殿

所属

氏名

鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程第13条及び第14条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、運搬・送信が終了した場合は報告します。

記

運搬・送信情報

運搬・送信媒体

運搬・送信場所

運搬・送信期間 年 月 日 ~ 年 月 日

運搬・送信目的

学外に情報を提供する場合の提供先

※提供を受ける者の秘密保持誓約書を添付すること

上記申請書No. について許可します。

年 月 日

情報セキュリティ責任者

○ ○ ○ ○

届出書 (情報の持ち出し)

年 月 日

情報セキュリティ責任者 殿

所属

氏名

鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程第13条及び第14条に基づき、
下記のとおり届出ます。

記

運搬・送信情報

運搬・送信媒体

運搬・送信場所

運搬・送信期間 年 月 日 ～ 年 月 日

運搬・送信目的

学外に情報を提供する場合の提供先

※提供を受ける者の秘密保持誓約書を添付すること

秘密保持誓約書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

秘密保持について、次のとおり誓約します。

（秘密情報）

第1条 本誓約において、提供情報とは下記に定められた情報とします。

（秘密保持）

第2条 提供情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第3条 提供情報を提供目的以外の目的には、一切使用又は利用しません。

（情報の管理）

第4条 提供情報を内部の見えない容器等に入れ管理します。提供情報が電磁的媒体の場合は、パスワードもしくは暗号化により十分なセキュリティを確保します。

（情報の破棄）

第5条 提供期間の終了後、速やかに提供情報を含む資料等のすべてを完全に破棄します。

これらの資料等が複製されたときは、当該複製物についても同様とします。

記

提供情報

提供媒体

提供期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※年度（3月末日）を越える場合は理由を明記してください。

（理由：

）

提供目的

誓約日： 年 月 日

住所 会社名

氏名